

被扶養者収入基準額一覧表

収入の種類	収入の基準額（収入の種類が複数ある場合は課税非課税問わず全ての収入を合算します。）
給与収入	<p>原則、年額による判定</p> <p>認定対象者の年間収入が 130 万円未満</p> <p>（認定対象がその年 12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満（以下「所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満」という。）の者（組合員の配偶者及び事実上の配偶者（以下「組合員の配偶者等」という。）を除く。）である場合は 150 万円未満、60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者（以下「障害年金受給要件該当者」という。）である場合は 180 万円未満）</p> <p>ただし、会社等に勤務して月々給与を受けているような場合や家賃収入を得ている場合で、相当長期間にわたって毎月定まった収入があるときや、雇用保険等の受給者であるときには、より実態に即した月又は日を単位とした収入で認定の可否を判定</p>
雇用保険の給付 （失業給付）	<p>日額 3,612 円未満</p> <p>（認定対象が所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者等を除く。）である場合は日額 4,167 円未満、認定対象が 60 歳以上の者又は障害年金受給要件該当者である場合は日額 5,000 円未満）</p>
健康保険の給付 （傷病手当金）	<p>次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。</p> <p>※日額×360、月額×12 を年額とみなします。</p> <p>① 日額 3,612 円未満 （認定対象が所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者等を除く。）である場合は日額 4,167 円未満、認定対象が 60 歳以上の者又は障害年金受給要件該当者である場合は日額 5,000 円未満）</p> <p>② 月額 108,334 円未満 （認定対象が所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者等を除く。）である場合は月額 125,000 円未満、認定対象が 60 歳以上の者又は障害年金受給要件該当者である場合は月額 150,000 円未満）</p>
事業収入 （営業、不動産、農業等）	<p>直近の確定申告書の収入金額（総収入）から必要経費を差し引いた額が 130 万円未満</p> <p>（認定対象が所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者等を除く。）である場合は 150 万円未満、認定対象が 60 歳以上の者又は障害年金受給要件該当者である場合は 180 万円未満）</p>
年金収入	<p>公的年金（非課税のものを含む）等、個人年金すべてを合算した額が 130 万円（月額 108,334 円／日額 3,612 円）未満</p> <p>（認定対象が所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者等を除く。）である場合は月額 125,000 円未満、認定対象が 60 歳以上の者である場合又は障害年金受給要件該当者である場合は月額 150,000 円未満）</p>
その他恒常的に得る収入 （株の配当金等）	<p>税金控除前の総収入額が 130 万円未満</p> <p>（認定対象が所得税法上の 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者等を除く。）である場合は 150 万円未満、認定対象が 60 歳以上の者又は障害年金受給要件該当者である場合は 180 万円未満）</p>

※ 年間収入（年額）の「年間」とは、必ずしも 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間を指してはいません。

事由発生時点から将来にわたっての 1 年間（12 か月）で想定される収入を見ます。